

入札公告 (入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）九州新幹線建設局の「令和4年度電子複写等単価契約（九州新幹線建設局）」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札公告（入札説明書を兼ねる）によるものとする。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和4年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

○ 公告番号 九建公告第33号

1 公告日 令和4年2月1日

2 契約担当役 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局長 爪生良知
福岡県福岡市博多区祇園町2番1号

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度電子複写等単価契約（九州新幹線建設局）
- (2) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (3) 納入箇所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局
- (4) 履行内容・仕様書及び内容説明書のとおり
予定期量
- (5) 入札方法

入札金額は、総価を記載すること。また、入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を添付すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

その他、詳細については内容説明書に記載している。

4 競争参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条又は第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当機構における「平成 31・32・33 年度物品購入等競争参加資格確認者」のうち「4 役務提供等 ⑦写真・青写真焼付」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）、若しくは平成 31・32・33 年度（令和 01・02・03 年度）「全省庁統一資格」において、「役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 入札参加申込書の提出期限の日から開札の時までの期間において、当機構理事長又は国の各省各庁から「九州沖縄地区」において指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（以下「契約申込心得」という。）第 2 条の 2 に掲げる基準のいずれかに該当する関係がない者であること。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、契約申込心得第 8 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

5 入札手続等

- (1) 担当支社等 〒812-8622 福岡県福岡市博多区祇園町 2 番 1 号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局 契約課 契約係
電話 092-283-9604
FAX 092-283-9624
電子メールアドレス keiyaku.kys@jrtt.go.jp
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び方法
 - ア 交付期間 令和 4 年 2 月 1 日（火）から令和 4 年 2 月 28 日（月）
 - イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。
URL : <https://www.jrtt.go.jp/>
ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は、
5 (1) へ連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

(3) 入札説明会の日時及び場所 実施しない。

(4) 入札参加申込書の提出期限等

ア 提出期限 令和 4 年 2 月 14 日（月）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、10 時から 16 時（12 時から 13 時までの間を除く。）まで

イ 提出場所 5（1）と同じ。

ウ 提出方法 提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）すること。

エ 提出書類 入札参加申込書

(5) 証明書等審査結果の通知

証明書等審査結果については、書面により令和 4 年 2 月 17 日（木）までに通知する。

(6) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 5（5）の通知において、競争参加資格が無と通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して 5 日以内に、次に従い説明を求めることができる。

イ 提出場所 5（1）と同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）により提出すること。電送によるものは受け付けない。

エ 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して 5 日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(7) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

ア 入札書の提出期限 令和 4 年 2 月 28 日（月）16 時

イ 開札日時及び場所 令和 4 年 3 月 1 日（火）14 時
当機構九州新幹線建設局

ウ 入札書の提出方法

入札書は、5（1）～持参又は郵送等すること。

(8) 内訳書の提出等

ア 各回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した内訳書の提出を求める。内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して郵送等又は持参すること。

イ 内訳書の提出に関し、次のいずれかに該当する場合には、当該入札参加者が行った入札は無効とする。

（ア） 内訳書を提出しない場合

（イ） 内訳書が白紙である場合

（ウ） 内訳書とは無関係な書類である場合

(エ) 内訳の記載がない場合

(オ) 他の入札に係る内訳書である場合

(9) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(10) 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うこととする。

(11) その他

ア 入札参加申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当役は、提出された入札参加申込書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書等は返却しない。

エ 提出期限以降における入札参加申込書等の差し替え及び再提出は認めない。なお、提出期限前の再提出は、5 (1) に記載の受付窓口に申し出ること。

6 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は以下により提出すること。

ア 提出期間 令和4年2月1日（火）から令和4年2月7日（月）までの毎日、
10時から16時（12時から13時までの間を除く。）まで

イ 提出場所 5 (1) と同じ

ウ 提出方法 質問内容を記載した書面（表紙に会社名、代表者印、担当者名及び連絡先を記載し、別紙に質問内容を記載すること。様式は自由。）を持参又は郵送等にて提出すること。

質問書の提出にあたっては、質問内容に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保ができないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

(2) 6 (1)の質問に対する回答書は、持参又は郵送等により提出された質問について、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和4年2月9日（水）から令和4年2月28日（月）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 閲覧場所 5 (1) と同じ。

7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金　　免除
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口　　5 (1) に同じ。
- (4) 契約書作成の要否　　要
- (5) 入札の無効
　　入札公告等に示した要件を満たさない者の行った入札、提出書類等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札説明書等及び契約申込心得において示した条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (6) 入札の辞退
　　入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がいないときに再入札を行う場合も同様とする。また、入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。
- (7) 本件入札に参加を希望する者は、契約申込心得及び仕様書等を熟読しておくこと。
　　契約申込心得は当機構ホームページ公開している。
- (8) 手続における交渉の有無　　無
- (9) 落札者の決定方法
　　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (10) 契約の成立は、落札者が契約書を当機構に提出し、当機構がこれを審査確認のうえ記名押印したときとする。
- (11) 資格審査にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。
- (12) 1回目の入札が不調となった場合、再入札に移行する。
　　再入札の日時については、持参、郵送等が混在する場合があるため、契約担当役から指示する。開札時間から30分後には契約担当役から再入札を指示する予定であるが、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、契約担当役から連絡する。
- (13) 落札となるべき同価格の入札をしたもののが2者以上ある場合は、くじへ移行する。

8 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意のうえで、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）